



税関申告書

19 CFR 122.27, 148.12, 148.13, 148.110, 148.111, 1498; 31 CFR 5316

認定書式 OMB NO. 1651-0009

到着された各行者の方、またはご家族の責任者の方には、以下の情報を提供していただく必要があります(申告書は1家族につき1枚です)。

1. 姓 \_\_\_\_\_  
 名 \_\_\_\_\_ ミドルネーム \_\_\_\_\_

2. 誕生日 日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_

3. 本人と共に旅行している家族の人数 \_\_\_\_\_

4. (a) 米国内の住所: 通り(ホテル名/行先) \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 (b) 市 \_\_\_\_\_ (c) 州 \_\_\_\_\_

5. 旅券発行国 \_\_\_\_\_

6. 旅券番号 \_\_\_\_\_

7. 居住国 \_\_\_\_\_

8. 今回の旅行で米国到着前に \_\_\_\_\_  
 訪問した国 \_\_\_\_\_

9. 航空会社/搭乗機番号または船名 \_\_\_\_\_

10. 今回の旅行の主要目的はビジネスである: はい  いいえ

11. 私(私達)は以下のものを持ち込んでいる:  
 (a) 果物、野菜、植物、種、食品、昆虫 はい  いいえ   
 (b) 精肉、動物、動物/野生動物製品 はい  いいえ   
 (c) 病原体、細胞培養、カタツムリ はい  いいえ   
 (d) 土壌、または農場/大牧場/牧草地にいた はい  いいえ

12. 私(私達)は家畜のそばにいた(触ったり扱ったりした): はい  いいえ

13. 私(私達)は10,000米ドルを超える、または外国通貨にて  
 それと等価の通貨または貨幣を携帯している: はい  いいえ   
 (裏側の貨幣の定義を参照のこと)

14. 私(私達)は以下の市販用商品を携帯している: はい  いいえ   
 (販売品、注文勧誘用の試供品、または所持品とはみなされない物品)

15. 居住者 — 外国で購入または取得し(他人への贈物を含むが米国宛に郵送された品目は含まない)、今回米国に持ち込んでいる市販用商品を含む全物品の  
 総額: \$ \_\_\_\_\_  
 訪問者 — 市販用商品を含め、米国内に残される全品目の総額:  
 \$ \_\_\_\_\_

この書式の裏面の説明文をお読みください。申告しなければならない品目を全て列挙する欄が設けられています。

私はこの書式の裏面に記載されている重要な情報を読み、真実の申告を行いました。

X \_\_\_\_\_  
 (署名) 日付(日/月/年)

当局使用欄



**米国税関・国境警備局(CBP)は皆様の訪米を歓迎いたします**

米国税関・国境警備局は、米国の禁止品目の不法輸入から保護する責任を担っています。CBPの職員は、皆様に質問する権限、皆様および皆様の所持品を調べる権限を授けられています。皆様には、たとえ検査対象に選ばれた場合でも、礼儀正しく、威厳のある、プロフェッショナルな態度での対処が行われます。ご質問には、CBPの監督者ならびに乗客サービス担当者が応対いたします。なお、おほめの言葉あるいはフィードバックをいただくためのご意見カードもご利用いただけます。

**重要な情報**

**米国居住者** — 海外で取得し、米国に持ち込んだ品目をすべて申告してください。

**訪問者(非居住者)** — 米国に残す全品目の価値を申告してください。

本申告書中にすべての品目を申告し、その価値を米ドルで表してください。贈物の場合は、小売価格を記入してください。

**関税** — CBPの職員が関税額を決定します。米国居住者には通常、持ち込んだ品目のうち800ドルに免税が適用されます。訪問者(非居住者)には通常、100ドルの免税が適用されます。関税額は、免税額を超える最初の1,000ドルに対し、現行の関税率を用いて査定されます。

**農産物・野生動物製品** — 危険な病害虫や輸入禁止野生動物が国内に入るのを防ぐため、果物、野菜、植物、植物製品、土壌、精肉、肉製品、鳥、カタツムリ、その他の生きた動物や動物製品の持ち込みは規制されています。これらの物品を税関・国境警備局担当官または税関・国境警備局農務担当官または魚類野生動物検査官に申告しなかった場合、罰金が科され、その物品は没収されることがあります。

**規制薬物、猥褻物、および毒物**は、一般に入国による持ち込みが禁止されています。農産物の入国による持ち込みは制約されています。

ありがとうございました。アメリカ合衆国によるこそ。

通貨または貨幣の持ち運びは、その金額を問わず法的に許可されています。しかし、10,000ドル(米ドルあるいはそれと等価の外国通貨、またはその両方の組み合わせ)を米国へ持ち込む場合、米国から持ち出す場合はいずれも、米国税関・国境警備局に「FinCEN105」(旧「Customs Form 4790」)による報告書を提出することが、法律により命じられています。貨幣には、硬貨、紙幣、旅行者小切手、およびパーソナル・チェック、銀行小切手、株式、債券などの持参人払式証券が含まれます。通貨あるいは貨幣をご自分に代わり他人に携帯してもらっている場合も、「FinCEN105」による報告書を提出しなければなりません。要求される報告書の提出を怠る場合、あるいは携帯する総額の報告を怠る場合には、その通貨または貨幣のすべてが差押えの対象になる可能性があります。さらに、皆様ご自身が民事罰や刑事訴追の対象とされる可能性もあります。上述の「重要な情報」を読み、真実の申告を行なった後、この書式の表側に署名してください。

**品目の説明**

(リスト欄が足りない場合は別の「CBP Form 6059B」に続けて記入してください。)

	価格	CBP使用欄
<b>合計</b>		

**文書業務削減法のお知らせ**: 文書業務削減法により、当局では、当該情報をなぜ収集するのか、どのように利用するのか、皆様に提出義務があるのかどうかを、皆様に予めお伝えしなければなりません。本書式により収集される情報は、米国の税関法、農業法、通貨法を施行するために必要とされます。CBPは、旅行者が当該法律を遵守していることを徹底するため、また、正確な金額の関税および担税を算出し徴収するために、当該情報を必要とします。皆様には回答が義務づけられています。政府機関は、有効なOMB管理番号を表示していない限り、情報収集の実施あるいは援助をしてはならず、個人の側はそれに応じる義務はありません。この情報収集にかかる所要時間は、個人の状況によって異なりますが、回答者または記録者1人当たり平均4分と見積もられています。所要時間の見積りの正確さに関するご意見および時間的負担削減に関するご提案は、〒20229 ワシントンD.C.、米国税関・国境警備局、情報サービス支部、報告書処理担当職員(U.S. Customs and Border Protection, Reports Clearance Officer, Information Services Branch, Washington, DC 20229)、および 〒20503 ワシントンD.C.、米国行政管理局、文書業務削減プロジェクト(1651-0009) (The Office of Management and Budget, Paperwork Reduction Project (1651-0009), Washington, DC 20503)に提出してください。本書式をCBPの書式担当責任者の承認なしに複製することは禁止されています。